

精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座

障害特性を知り 「合理的配慮」について考える

障害者の法定雇用率が令和6年4月に2.5%（令和8年7月には2.7%）に引き上がり、積極的に障害者雇用に取り組む事業所が増えています。障害者雇用をすすめるにあたり、事業所は「合理的配慮」について考える必要があります。合理的配慮とは？ 障害者の個々の事情にどのように対応したらいいのか？ と事業所側として迷うことはないでしょうか。基礎知識として、精神・発達障害者の特性を学びながら、合理的配慮について考え、採用した障害者の方の定着を目指していきましょう。



多くの事業所のご参加をお待ちしております。

※合理的配慮とは、障害のある人とそうでない人の機会や待遇を平等に確保し、支障となっている事情を改善、調整するための措置をいいます。

日時

令和7年 **2月18日**(火)10:30~11:30
受付:10:15~

※同日午後に令和6年度後期障害者就職面接会を開催しますが、しごとサポーター養成講座のみの参加も可能です。

場所

ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）

申込み
問合せ

お申し込み、お問い合わせは
ハローワーク水戸 精神・発達障害者雇用サポーター まで
お願いします。

TEL 029-231-6221 (43#)

E-mail mito-senmon@mhlw.go.jp